

役員選任規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第21条に基づき、役員を選任が適正に行われるよう定めるものである。

(役員を選任)

第2条 代議員選挙後の役員選任に係る議事を含む総会は、代議員選挙後のなるべく早い時期に招集する。

- 2 代議員選挙に関わりなく新たに役員を選任する場合は、本規約の趣旨に準じて行う。
- 3 総会における役員を選任は、本規約で定めるものの他は、挙手による過半数の信任による。

(会長候補者の選出)

第3条 代議員選挙後の最初の役員を選出においては、まず会長候補者を選出する。

- 2 会長候補者は、代議員が1人1票の投票権を持つ投票により、代議員の中から1名に投票することにより選出することができる。
- 3 会長候補者の選出投票において、無効票および白票を除いた有効投票の過半数の得票を得た者が辞退した場合、もしくは、有効投票の過半数の得票者がなかった場合は、得票数上位2名の間で決選投票を行い、過半数の得票者を会長候補者とする。その際、得票数により上位者が3名以上になる場合は、これら上位者すべての者を決選投票の候補者とする。
- 4 決選投票に先立って、候補者のうち選出を辞退した者がいた場合には、候補者が2名以上になるまで次点の者を順次繰り上げて決選投票を行なう。3名以上の決選投票において過半数の得票者が出なかった場合には、上記の手順により再度の決選投票を行なう。但し再度の決選投票においては、最多得票者を会長候補者とする。
- 5 決選投票の最多得票者が2名以上で同得票数の場合は、年齢のより低いものを会長候補者とする。
- 6 決選投票を行なう場合、候補者は投票に先立ち、所信表明もしくは辞退表明を簡潔に述べる機会を与えられるものとする。
- 7 投票の実施においては、会員の中から議長が指名した者2名を、開票立会人とする。開票立会人は、投開票が適切になされたことを確認するとともに、票の有効無効の判断を行なう。明らかに問題のある票を除き、投票者の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(副会長候補者、事務局長候補者の指名)

第4条 代議員選挙後の副会長候補者、事務局長候補者は、代議員の中から会長候補者により指名される。

- 2 代議員からこれ以外の者の推薦又は自薦があった場合には、第3条に示す会長候補者の選出手順に準じて、投票を行うことができる。

(業務執行理事候補者の選出)

第5条 業務執行理事候補者は、会長候補者、副会長候補者、事務局長候補者以外の代議員の中から、代議員の互選により7名が選出される。

- 2 業務執行理事候補者は、代議員が1人1票の投票権を持つ選挙によって、代議員の中から3名を記入する投票により選出することができる。その場合、得票数の上位7名を業務執行理事候補者とする。
- 3 投票による選任において、得票数が同数の者があり上位7名が定まらない場合は、得票数で定められない者の中から年齢の低い順に7名までを業務執行理事候補者とする。
- 4 業務執行理事候補者の互選は、第5条に示すものの他は、第3条に示す会長候補者の選出手順に準じて行なうものとする。

- 5 会長候補者は、副会長候補者、事務局長候補者と協議の上で、正会員の中から3名以内の業務執行理事候補者を追加指名することができる。
- 6 追加指名に当たっては、代議員の互選により選出された7名の業務執行理事候補者の性別バランス、年齢構成、地域的な偏り、次年度以降の学会開催候補地などを主に考慮することとする。
- 7 会長候補者が追加指名した業務執行理事候補者が前項の要件を満たしていないと過半数の代議員が判断した場合には、指名の変更を要求することができる。
- 8 投票の実施に当たり、会員の中から議長が指名した者2名を、開票立会人とする。開票立会人は、投開票が適切になされたことを確認するとともに、票の有効無効の判断を行なう。明らかに問題のある票を除き、投票者の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(理事の選任)

第6条 会長候補者、副会長候補者、事務局長候補者、業務執行理事候補者を理事として選任する。

- 2 選任された理事は、理事会において会長、副会長、事務局長、業務執行理事を選任し、業務執行理事の担当業務案を決定する。
- 3 業務執行理事の担当業務は、総会で了承を得るものとする。

(監事候補者の提案)

第7条 代議員は、監事候補者を提案する。

(本規約の改正)

第8条 本規約を改正する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則 この規約は、2016年12月3日から施行する。